

第六十九号議案

江戸川区陸上競技場、江戸川区球場、江戸川区臨海球技場第一及び江戸川区臨海球技場第二の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区陸上競技場、江戸川区球場、江戸川区臨海球技場第一及び江戸川区臨海球技場第二の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区陸上競技場、江戸川区球場、江戸川区臨海球技場第一及び江戸川区臨海球技場第二の指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区陸上競技場 江戸川区球場 江戸川区臨海球技場第一 江戸川区臨海球技場第二	中央区銀座四丁目一二番一五号	株式会社オーエンス 代表取締役 大木 一雄	平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

（説明）

平成二十八年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区陸上競技場、江戸川区球場、江戸川区臨海球技場第一及び江戸川区臨海球技場第二の指定管理者を指定する必要があるもので、本案を提出いたします。